

営業店の臨時休業に関する公告

株式会社岩手銀行は、平成28年8月30日に岩手県に上陸した台風10号による被害のため、下記営業店につきまして臨時休業いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業している営業店

宮古支店（宮古市築地一丁目1番28号）

久慈支店（久慈市十八日町一丁目1番地）

以上2カ店

2. 休止する期間

平成28年8月31日より営業を見合わせております

※ 業務再開については、あらためてお知らせいたします。

3. 休止する業務

営業店における全窓口業務

以 上

平成28年8月31日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄